学校法人温習塾つくば秀英高等学校

いじめ防止基本方針

【基本宣言】いじめは絶対に許さない ― 組織の力で生徒の尊厳を守る

本校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を最優先とし、「いじめ防止対策推進法」および文部科学省の最新ガイドライン（令和6年8月30日改訂 6文科初第1137号）に基づき、全教職員が一丸となった組織的対応を徹底します。

1. 基本理念と目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校では、すべての生徒が安心・安全な環境で豊かな学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、いじめの未然防止・早期発見・迅速対処に全力を尽くします。

2. いじめの定義と判断基準

■いじめ防止対策推進法第2条における定義

「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」

⑴ 被害生徒の主観を最優先

・行為者の意図（いたずら、冷やかす、いじり、ノリ・冗談など）に関わらず、受け手が心身の苦痛を感じていればいじめと判断します。

⑵ 特定の場所・形態に限定しない

・校内だけでなく、通学路、部活動の遠征先、およびSNS・チャット（LINE等）や掲示板などのインターネット上での書き込み・画像共有も含みます。

⑶ 見えにくい行為への目配り

・無視、仲間はずれ、グループ外し、既読無視・無言退会を利用した嫌がらせ、嫌な役割の押し付け、視線や表情による威圧なども早期に察知します。

3. 校内組織体制と役割分担

いじめ問題に対して組織的かつ迅速に対応するため、以下の2つの専門組織を設置・運用しています。

組織名称	構成員 および 主な役割
いじめ防止対策会議 （最高意思決定機関）	【構成】 校長、教頭、副教頭、教務主任、生徒支援主任、進路指導主任、入試広報主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等 【役割】基本方針・年間計画の策定・検証、認知事案に対する指導・支援方針の最終決定、全教職員への情報共有と指導指示
いじめ対策室 （窓口機関）	【体制】 室長：校長 副室長：副教頭 相談員：生徒支援主任、第3学年主任、第2学年主任、第1学年主任、担当教諭、養護教諭 【役割】 相談窓口の一元化、学校生活アンケート集計・分析、現場から会議への集約教員機能、外部機関（警察・私学振興室等）との連携

4. 未然防止および早期発見の具体的措置

(1) 未然防止啓発・モラル教育

・ホームルームや集会を通じ、いじめの定義や人権尊重を徹底します。
・「いじり」「からかい」を放置せず速やかに指導を行います。
・情報モラル教育（SNS リテラシー）を実施します。

(2) いじめアンケートの徹底

・年間３回（全生徒対象）確実に実施します。
・学校行事や多忙を理由とした順延・未実施は絶対に行わない方針を徹底します。

(3) 相談体制の開放

・定期面談実施とともに、いじめ対策室・保健室の相談窓口を生徒へ常時周知し、気軽に相談できる環境を整えます。

(4) 教職員の資質の向上

・いじめの問題に対する教職員間の共通認識の醸成および組織的指導力・対応能力の向上を図るため、全教職員を対象とした校内研修を定期的に実施し、校内体制の更なる充実に努めます。

5. 初動対応および通常対応

ステップ	直接目撃・発見した場合	情報提供・相談を受けた場合
Step 1 初動・安全確保	・その場で直ちに行為を制止 ・別室待機、119 番通報等により被害生徒の心身の安全を最優先確保（加害生徒との接触回避）	・相談者の気持ちに寄り添って傾聴し、秘密保持の姿勢を示して不安を取り除く ・証拠の保存を指示
Step 2 報告・一元化	・発見、情報入手した教員は直ちに学年主任へ報告 ・学年主任は速やかにいじめ対策室長（校長）および生徒支援主任へ共有	（左記と同様に即時報告）
Step 3 調査・協議	・いじめ対策室、生徒支援係、学年を中心に中立的、非誘導的な事実聴取の計画を立てる ・被害生徒・加害生徒・第三者から聞き取りを実施	（左記と同様に聞き取り）
Step 4 判断・承認	・いじめ対策室、学年で方針を協議 ・校長（管理職）の承認を得て指導・支援方針の確定 ・判断に迷う場合は「安全側」に立つ	（左記と同様に承認）
Step 5 組織的共有	・いじめ防止対策会議にて経緯と対応策を報告 ・全教職員で指導見守りを徹底 ・保護者へ迅速に説明と連携	（左記と同様に共有）

6. 被害生徒への支援および加害生徒への指導方針

(1) 被害生徒への支援（徹底的な保護）

・被害生徒の立場に立ち、安全・安心を徹底保障します。（別室対応・登下校配慮・学習支援等）
・保護者へ速やかに連絡し方針を説明します。
・保健室・スクールカウンセラー・医療機関と連携したメンタルケアを実施します。

(2) 加害生徒への教育的指導（毅然対応と成長支援）

・行為の重大性と苦痛を理解させ、反省と行動改善に向けた指導、継続観察を実施します。
・保護者に事実を伝え家庭での協力を要請します。
・犯罪行為や重大な人権侵害に対しては特別指導（別室指導・停学等の校内処分）を含め毅然と対応します。

(3) 観衆・傍観者への指導

・見て見ぬふりや、はやし立てる行為もいじめを助長する加担行為であることを理解させ、いじめを許さない集団風土を醸成します。

7. SNS・インターネット上のトラブル対応

本校では、生徒の安全と権利を守り、インターネットやSNSを適切に利用するため、以下の通り対応方針および指導・連携基準を定めています。

(1) 禁止事項（加害者・当事者にならないために）

無断撮影・無断投稿：友人・教職員・校内外・授業風景等を許可なく撮影し、SNS等へ投稿・共有する行為

ネット上での嫌がらせ：LINE等でのグループ外し、既読無視や無言退会の強要、意図的な孤立化行為

誹謗中傷・恐喝的表現：深夜帯における暴言、過度な詰問、脅迫的なメッセージ送信、相手を煽る行為

裏アカウント・匿名攻撃：匿名・裏アカウントでの誹謗中傷、なりすましアカウントの作成、根拠のない噂話の拡散

(2) デジタルタトゥーのリスク認知

ネット上に一度投稿・拡散された画像や書き込みは、完全に削除することが不可能です。安易な投稿や加害行為が、本人の大学進学・就職活動等の将来や家庭へ重大な影響・不利益を及ぼすことを強く自覚させます。

(3) トラブル発生時の対応手順

証拠保存：投稿内容・日時・アカウント等が確認できる状態で、すぐに画面のスクリーンショットを保存します。

即時相談：不安や恐怖を感じた場合は、一人で抱え込まず、保護者・学級担任・いじめ対策室へ報告・相談します。

迅速対応・警察連携：名誉毀損・恐喝・盗撮・不正アクセス・リベンジポルノ等の犯罪性が認められる場合は、速やかにつくば警察署（生活安全課少年係）へ通報・連携します。

(4) 保護者への協力要請および学校の対応範囲

家庭での安全管理：スマホの深夜持ち込み制限（使用時間帯のルール化）やフィルタリングソフト（ペアレンタルコントロール）の確実な設定など、家庭での適切な安全管理をお願いいたします。

学校の対応範囲：本校では生徒の安全確保、事実確認、および校内における教育的指導を徹底いたします。ただし、ネット上の書き込み・画像の削除交渉や相手方への損害賠償請求等の民事上の手続き・法的責任を学校が直接代行・負担するものではありません。

8. 重大事態への対応

学校長は、以下の重大事態が発生した、または発生した疑いがあると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項および文部科学省の最新ガイドライン（令和6年8月30日改訂）に基づき、直ちに特別体制を立ち上げます。

【重大事態における組織・報告手続】

(1) 所轄庁への即時速報

・学校法人理事長および県私学振興室（所轄庁）へ直ちに第一報の速報を行います。

(2) 重大事態調査委員会の設置・第三者委員の選定

・校長の下に「重大事態調査委員会」を速やかに設置します。

・調査の客観性・中立性・公平性を確保するため、原則として第三者を構成員に加えます。

・当事生徒、保護者と直接の利害関係がない弁護士等を選任・参画させます。

・選定理由，専門分野、人物像については、調査着手前に被害生徒および保護者へ対面等で丁寧に事前説明します。

(3) 情報提供

・調査結果については、県私学振興室（所轄庁）に報告するとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時、適切な方法で提供します。

📞 相談窓口のご案内（一人で悩まずご相談ください）

【校内相談窓口】 つくば秀英高等学校 いじめ対策室 / 保健室

・担当：副教頭、生徒支援主任、各学年主任

・相談方法：面談、電話、または各教員経由

【校外公的相談窓口】

・24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）：0120-0-78310

・茨城県教育相談センター：029-225-7830

・つくば警察署 生活安全課少年係：029-851-0110